

ニユー一年金定期預金

令和8年9月1日現在

商 品 名	ニユー一年金定期預金
販 売 対 象	(1) 当金庫で「公的年金・企業年金・国民年金基金・原爆手当」を振込指定いただいた方で、1年以内に振込の確認ができる方。 但し、「公的年金」については下記理由等により年金振込停止中でも預け入れ可とします。 (停止理由: 繰下げ中・在職老齢年金・雇用保険基本手当受給中) (2) 当金庫で「年金受取予約」をお申込みいただいた方。
期 間	1年 ※1年後に販売対象条件を確認後、自動継続とさせていただきます。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	一括預入 1 円以上 1円単位
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	固定金利 年0.70% 満期日に、次に定める利率を預入日に遡って適用します。 満期日以降に一括して支払います。 ※本定期預金は元金自動継続であり、お利息は自動継続時に原則、年金受取り口座に振替入金いたします。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合を除きます。)
手 数 料	—
付加できる特約事項	(1) 個人の方はマル優の取扱いができます。 (2) 預入形態は、証書式、通帳式(総合口座含む)とします。 (3) 総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率となります)
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた利率(小数点第2位未満切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ◇預入期間が6ヵ月未満の場合 中途解約日現在の普通預金利率 ◇預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率×50%

金利情報の入手方法	金利については、窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他参考事項	(1) 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における所定の利率により計算します。 (2) 他商品の金利特典との併用はできません。 (3) ATMやインターネットバンキング、しんきん通帳アプリでのお取扱いはできません。 (4) 預金担保のお取扱いはできません。 (5) お預け期間中に、「当金庫以外の金融機関へ年金指定をされた方」については自動継続を停止します。 (6) 本商品は、お取扱期間中であっても金融情勢の変化等により、予告なくお取扱い内容の変更や販売を終了することがあります。販売終了の際は、継続日における預入金額に応じたスーパー定期(1年もの)の店頭表示金利にて自動継続いたします。
預金保険について	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 当金庫に複数の口座がある場合は、決済用預金を除きそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。